

相談室たより (みさき) 2017年



こんにちは！！今月はみさき病院のSW福山が担当です。

前回私が担当した2017年2月の相談室たよりのこの欄で、子育てや夫婦生活に関して書いたところ、みなさんからの反響があったので今回もぜひ書かせて頂きます！

今年で小学4年生になるわが家の長男についてお話しします。最近、長男が自身の自我を主張するようになり始め、「●●がほしい」「●●がしたい」とよく母親におねだりしています。福山家では、何か高額なものを買ったり、何かに参加したりする時は、まずは母が審議を行い、通過すれば、父（私）が決済をする一般的な家族の仕組みです。先日のことですが息子が「ソフトボールチームに入りたい！！」と母におねだりし、なかなか首を縦に振らない母に対して、長男は「送り迎えは●●君のお母さんが手伝ってくれる」「チームの人数が少なくてこまってるんだって」と、長男なりの理論武装で交渉するが、審議を通過して私のところへ決済がくることはありませんでした。私も「気持はわかるけど、ダメなものはダメ」となだめるしかできず、長男は一旦あきらめかけたように思えた数日後、子守の手伝いに来てくれた、祖母（私の母）に、ここぞとばかりに「ソフトボールチームに入りたい、どうすればいい？」と訴えていました。結果的にやはり決済がおりることはありませんでしたが、長男なりによく、母と祖母（嫁と姑）のパワーバランスをよく見極め、上手に使っているな・・・と、我が子の成長を感じることができました（笑）。

長男のやる気を応援したいのは、私も母（妻）も同じですが、夫婦共働きで、長女や次男のことまで考えると長男だけに時間やお金を割くのが難しい事情もあり、もっと子育てしやすい社会になればいいなと切実に感じました。

前振りが長くなりましたが、ここからが本題です。色々と伝えたいことはありますが、今回は第45回中央社会保障学校 in 青森に参加して、その中でも特に学んだことを伝えたいと思います。

その①下流老人/藤田孝典氏（NPO 法人ほっとプラス）

藤田孝典氏を知らない方は多いと思いますが、「下流老人」の著者といえればピンとくる方はいると思います。僕も以前から、藤田氏と年齢も近く共感できる部分もあって、代表作をいくつか読んでいたうちに、いつか機会があれば是非講演を聴いてみたいと思っていた矢先、今回の研修で巡り合うことができました。

下流老人という言葉は、藤田氏が作った造語で、生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者

をいいます。つまり大牟田市の場合、一人暮らしの高齢者で家賃を含む約97000円/月以下で暮らす方になります。

下流老人の特徴は「収入がない」「貯蓄がない」「頼れる人がいない」という点で、経済的にも対人交流においても孤立し、セーティーネットを失った状態になります。一度陥ると、自力では解決困難になるため社会問題として対策を講じる必要があります。下流老人を増やさないためには、自虐的な貧困感から脱し、SWと一緒に最寄りの役場へ相談に行くなど、小さなソーシャ



ルアクションを重ねることで暮らしにくさを変えていくことが重要だと藤田氏は弁熱されていました。

その②人権としての社会保障/井上英夫先生（金沢大学名誉教授）

井上先生からは、津久井やまゆり園事件からみた生存権のあり方について理解を深めました。2016/7に事件が発生して1年以上が経過し、今も入所を継続している方がいらっしゃいます。19人もの方が犠牲にいられたが、被害者の氏名は非公表にされたままです。警察は、被害者家族のプライバシーに配慮して非公表としているが、その社会的背景には何があるのか？過去に健常者が被害にあった凶悪事件では、被害者の名前は公表されているにも関わらず、今回の事件で公表されないのは、今の社会にそれ受け入れる理解がないのではないかと話されていました。そして優生思想にまで話が及び、生存権でいのちの平等が掲げられているにも関わらず、疾病や障がい等で働く事ができない方へのいのちの価値、ましてや出産前に障がいの有無を検査する母体内検診への倫理的あり方など、もの事を面々でみるのではなく、多面的にみることの重要性改めて学びました。

その③松丘保養院視察・ハンセン病講話

研修の最終日には、ハンセン病療養所の松丘保院を視察し、そのあとに入所さんからの体験談をお聞きしました。松丘保養院は全国に13か所ある国立のハンセン病療養所の一つで青森市内から30分ほどの移動で到着しました。広大な土地に、住居の他にも病院や売店、集会所、各宗派のお寺や協会、以

前は火葬場もあったそうです。一つの集落のようにも見えますが、今でも生まれ故郷にもどることができない方が、今も生活されています。

幸いにも入所さんの体験談を伺う機会があり、その一部を記します。

『幼少期にハンセン病を罹患し、弟がいじめにあい、姉の結婚も破談となり、最後まで母はかくまってくれたが、「ここに私がいたら家族みんなが不幸になる」と決心し、11歳の時に一人で役場に行って入所手続きをした。治療法が確立していても、らい予防法（H8年廃止）は続き、多くの人は高齢になって今さら帰れる故郷はなかった。看護婦は私たちに触れる度に、過剰に手を消毒し不快な思いをした。差別がない社会を目指して努力したい』

この話を聞いて、これまで社会から受けた差別に胸が苦しくなると同時に、今でも障がいを受けている当事者が、差別がなくなる社会を目指して努力しなければならぬという現状に私たちは何をすべきだろうか？と深く考えました、しかし具体的な答えはできません・・・。ただ私はSWなので共感し、知ったことを、この相談室よりも含めて広く発信することが私にできるソーシャルアクションなのかと、執筆しながら気づく事もできました。みなさんもぜひハンセン病に関わらず、さまざまな社会保障の歴史について、自分の目で診て聴く（現場主義）姿勢を大切にしてください。



次回は、吉野包括の緒方さんへバトンタッチです！